時事新報

言論自由の爭を論ず

明治二十三年國會と開設して政黨政治の端を開くは就ては議會にても西洋文明國の例に據り單に言論の武器のみを以て政治上の爭を決せざる可らず即ち政府の人も言論を以て攻防の具と爲し在野の人も亦言論を以て之れを應ず結局其言論を以て輿論を制御したるものが勝り金城と占むるの趨向と爲し國の政治機關を圓滑にして其運轉奏功を遂くるの覺悟あかる可らず是れ我輩が前號に於て內閣諸賢に政事公示の舉を渴望しさる新以にして議會開設の期限も約束上に於て最早切迫したる今日いよ〳〵之を開設して實に時勢に適するものならば諸賢に於ても並し我輩と同樣なる可しと信ずるまりいよ〳〵斯くと決斷したらば諸賢も今より夫〳〵の用意して西洋政黨の風に倣ひ宴席又は集會の場所に於て時に其の政事を公示して輿論の方向如何を相するの工風ある可きい勿論、又斯くある上と從來官吏の政談演說を嫌ふたるが如況も今は最早時勢後れの趣なきに非ざれば今後直に其禁を解きて政府自防の働を自由にすると肝要あらん就れも政府の人々が國民一般に對するの義務にして更に此主義を擴張して云へば政府い自ら其言論を退ふすると同時に民間れ人の言論に就ても亦十分ある自由を與へ容易に其政治上れ意見を發揮せしむ可きは勿論政治に志ある人々をして自由勝手に之を論議せしむるの便利とも與へざる可らず蓋し言論には危險觀ふして或は所謂國安を妨害する程の性質と含蓄するものあり此種の言論は政府の職分として之を停止すると固より其所なる可しと雖も識經疎暴の言論は其影響恩ひの外に緩慢にして當局者の想像するが如く有害の働を退ふするもれに非ず漫りみ識經の言を放て人の私身を攻擊し疎暴無稽取り止めもあき獻と吐く者あれば論者自ら其狂愚を披露するは同玄く心ある人々は之を聞て直に之と一笑に附し去る迄の事なれば言論自由の世界に於て此等の空言暴論が輿論を制する程の力を有すべしとも思はれず左れば當局の人々が大膽斗の如くにして毫も意に介する所なく是非曲直これと論者の判斷に任ずて寡然として動ざると云は一線の洞流大海を渡すに由なく世間在洋たる輿論の海嘯風たる一個人の暴言を以て爲めに其色を變するの患あるが故に言論は大抵の處まで自由にするも實際無害有益の結果を呈すると吉本各國の例に徴して明白のとなり特に言論の性質は之を自由にする時よりも寧ろ之を拘束する時に當て危激の勢を呈するれ實あるが故に今日に當ては政府も前後の時勢を斟酌して民間の人の言論に成る可き丈けの自由を與ふると最も肝要の事なるべし目下政府が言論自由に賛成するの精神は果して何れ程に貯蓄するや我輩は其手心の奥底を察するに由なけれども過日條例の文面には政治に關する事項を謂[illegible]するに三日前より屆け出て其向きの認可を得べしとあるも言論の手續に於ては或は論題及び其論旨の檢定を經はすの場合もありと云ふ又現錄何中にい講談論説の屆書に掲ずる事項に亘るときは全會を解散せしむべし云々[illegible]は陸海軍人警察官官公私立學校の教員生徒[illegible]工商の見習生等い政治を論ずる集會に臨ひを得[illegible]條もあり畢竟此等の條々は往時一朝の政[illegible]に屈する[illegible]に設けたるものにして[illegible]なから[illegible]が如し明治二十年の今日、[illegible]を生ず可きは就ては之れと同時に言論ふ關する條例成規を改革して民間の人にも言論上十分の自由を與へざる可らず然らずんば世上の口巻悪なる者共は諸賢と評ふて自から論ずるとは自由勝手にして他人の言論を檢束するとは奇怪なり云々と或は其平等あらざるを訴ふるの聲もあるべし是れ豈に我が內閣諸賢の猛省を意ならんや我輩は此一事に關して偏へに諸賢の猛省を祈るものあり

抑も明治二十三年に國會と開設するとの約束はなれども其國會の性質如何い日本國民の未だ知らざる所あり我輩が昨今兩日の紙上に記したる所は國會の開設即ち日本國の政治は純然たる西洋政黨國の風に擬するものなりと假定して言を立たるものなり即ち政黨政治ならば西洋諸國の慣行に從ひ官民の別なく言論を自由にすて可ありとの意と述べたるものあり言論をも自由にすて可からざる國に於ては國會開設も亦固より望む可からず言論自由にして政黨も亦毋ふ可きのみ故に遠く千百年の國情を考へ近く七八年來の事實を觀察し政黨國風の國會果して開設して果して民利國益たる可しとの定論を得さらば斷じて進んで先づ言論自由の道を開く可し若し或は然らずして我國情の一般と云ひ其官民の關係と云ひ未ざ以て眞の政黨政治に擬すること易ら可らずとの所見もあらば尚は退て權物を守らざる可らず其進むと退くとは實に今日の政治上に大切なる一點にして當局者の千思萬慮を要する所のものあり

官報

○海軍省訓令第六十五號

海軍武文官外國出張手當金支給內規ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十年六月十三日　海軍次官子爵樺山資紀

海軍武文官外國出張手當金支給內規

第一條　特別ノ公務ヲ帶ヒ外國ヘ出張スル者ニハ此內規ニ依リ手當金ヲ支給ス○第二條　此手當金ハ該地在留若シハ巡廻中交際費或ハ報酬謝金或ハ一市內奔走ノ車馬賃等其他公務一切ノ費用ニ充ル爲メニ支給スルモノトス○第三條　手當金ノ給額ハ官等ニ應シ定ムルコト別表ノ如シ但清國ハ三分ノ二朝鮮國ハ半額トス○第四條　給額ノ等級ハ別ニ之ヲ令達ス○第五條　指定ノ地ニ到着及其回發程ノ當月十五日以前十六日以後ノ區別ヲ以テ半額又ハ全額ヲ支給ス○第六條　在留地ヲ移轉セシムル場合ニハ此內甲地ヲ發程シ乙地ニ到着シタルトキハ第五條ニ依テ區分セス通シテ全額ヲ支給ス○第七條　給額ヲ增減シ減額ハ其翌月ニ支給シ增額ハ發令ノ當月ニ支給ス○第八條　此手當金ハ六箇月分以內ノ命額ヲ繰上ケ支給ス○第九條　各國ノ艦船ニ乘組ヲ命シタルトキハ其間外國廚費規則ニ依リ日當及宿舍料等ヲ支給セス食車料其他諸費用等ニ充ル爲メ本則ニ據リ手當金ヲ支給ス但艦船ニ在リテハ其所在地ノ何レヲ問ハス其艦船所屬ノ本國ニ相當ノ額ヲ支給ス

手當金定額表

官等								
武官	將官	海軍中將	海軍少將	上長官	士官	准士官	士官	
文官	勅任官	奏任三等官以上	奏任四等官以下	判任官				
一等	百圓	百五拾圓	百圓	五拾圓				
二等	百三拾圓	百圓	六拾圓	三拾圓				
三等	百圓	六拾圓	四拾圓	貳拾圓				

○東京府令第三十號

明治十九年度區部地方稅支出收入補充豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ム

明治二十年六月十三日　東京府知事男爵高崎五六

明治十九年度區部地方稅支出補充豫算

一金二百八十二圓九十六錢八厘　救育費

明治十九年度區部地方稅收入補充豫算

一金二百八十二圓九十六錢八厘　雲梁稅

明治十九年度豫算額ニ對シ實收過

當取引所株式勞狀之儀半季計算調理ノ爲メ來ル七月一日ヨリ定式總會ノ翌日迄記名書換ヲ止メ候事

明治二十年六月十三日　東京株式取引所

一當銀行株式二百十八株

右ハ華族從五位子爵毛利高範所有ノ分今般世襲財產ト

父貞良儀永々病氣之處養生不相叶今朝八時死去來十五日午前八時出棺青山墓地ニ埋葬ス
神田淡路町2丁目笛廼家
六月十三日　大島貞雄

齒科治療　毎日午前第八時ヨリ午後第五時マデ
但シ劇痛アル向ハ時限外ニテモ治療ス亦患者ノ都合ニヨリ出張依賴ニ應スベシ
淺草區東三筋町二十八番地　齒科醫　平岡賴一

瑞泉
右正面子見ヲトシ被下候ハヽ直近ニ不

吾妻橋警察署管內南葛飾郡柳嶋村ノ內字出村間鄙中ノ郷村ノ內字薬師同郡小梅村ノ內字町屋ノ內字今本所元町警察署所轄ニ編入ス

明治二十年六月十三日　警視總監子爵三島通庸

○東京府告示第三十七號

本月十五日限リ上野公園內工藝品共進會事務所ヲ閉鎖ス　但現務ハ本廳ニ於テ取扱フ

明治二十年六月十三日　東京府知事男爵高崎五六

○農務局（稱告したる各府縣管下本年茶樹發芽の景況及其產額見積等は左表の如し）

府縣名	發芽の景況	見積產額	增減見込
岡山	稚茶のため發芽少しく不良なれども農家にして先づ平年作地方により稚茶に發芽良しからざれども皆下を平均するときは先づ平年作なるべし	九百万斤	二割減
山口	稚茶に發芽茶葉減或は枯凋して可あらず	二十三万斤	增減なし
福岡	最可にして昨年に比すれば類等の上作なるべし	一番芽二十六万六千六十斤 二番芽二百二十一万三千九十五斤 三番芽二百八万七千斤	一割減 二割減
佐賀	可にして平年作	二百万斤	二割五分減
長崎	可にして平年作	二百十万斤	二割五分增
熊本	可あり	五十八万八千四百一斤	增減なし
鹿兒島	可あり	四十七万六十六斤	增減なし
新潟	可にして平年作	二万斤	一割五分強增
石川	氣候不順降雨等のため發芽不良	百二十二万斤	一割減
廣島	稚茶害にて發芽不可あり	四十二万八千五分	增
宮崎	景況可あり	二百万斤	二割減
愛媛	稚茶害にて發芽不可	二十八万斤	二割減
長崎	同上	百二十万斤	一割五分強增
大阪	氣候不順稚茶害のため發芽不良	二万斤	一割減
京都	稚茶にて發芽不良	四十二万八千五分	增
富山	同上	二百万斤	二割減
山形	雪害稚茶害にて發芽不良	百九十二万三千一斤	三割減
群馬	稚茶害にて發芽不可	八百五十二万餘	減
愛媛	可にして平年作	二百八十九万六千四百九十五斤	一割五分減
長崎	同上	未詳	未詳
鳥取	未詳	未詳	未詳
長崎	未詳	未詳	未詳

但し三府二十六縣產額合計三千七百四十八万餘斤にして九縣未だ詳らず和歌山縣外七縣の增額合計凡百十九万五千斤東御府外一府十三縣減額合計凡四百三十六万千斤引凡二百九十七万斤全く減ず

○英語傳習規則

東京府に於ては今般英語傳習所を設置し其規則を左の通定せり

第一條　此規則は速成を主として高等小學校に於て教授すべき英語を傳習せんかためと定む

第二條　傳習期限は一箇年とし授業時間は毎日二時間とし小學校授業時間の外に於て之を定む

第三條　休業日を定むる左の如し

土曜日　日曜日　各期休業十二月二十五日より一月八日まで）

第四條　試業は小試業大試業の二とし小試業は隨時之を行ひ大試業は毎年の末に至り之を行ふ

第五條　試業の評點は一百を以て定めとす

第六條　各小試業の得點を合算し度數を以て除し之を大試業の得點とす

第七條　大試業に及第したる者には證明狀を授與す

第八條　傳習を望む者は左の二項の者たるべし

一學校教員の職に在る者及英語教員志願の者

一年齡十九年以上にして身體健康英語教員の職に堪ゆる者

第九條　傳習期限終業の期は毎年九月とし募集の人員等は其際廣告すべし

第十條　本業の上級試驗に及第せざる者は改級に附す

第十一條　傳習所可の上は故なくして退學すること許さず

第十二條　授業料は一箇月一人に付き金五十錢とし毎月十六日（當日休業なれば翌日）迄に納めしむべし

第十三條　授業料は所長半月（日數を以て所せず月の十五日傳授を以て區別す）を出でざる者は半額とす

第十四條　傳習員病氣等に依り授業を缺くときは其時々傳習所（屆出つべし）若し長期にして授業料に滯るときは退學やしむ

第十五條　本業の上級試驗に及第せざる者は一箇年間府小學校教員に任ずるを得ず

但し劇痛アル向ハ時限外ニテモ治療ス亦患者ノ都合ニヨリ出張依賴ニ應スベシ

淺草區東三筋町二十八番地　齒科醫　平岡賴一

雜報

○所得稅納入心得方

十八　稅法施行地內ニ居住シ又ハ施行地外ニ居住シ旅行セントスルカ若シ施行地ニ入ントスルモノナル者キ自爲サシムベキモノナル經テ郡區長ニ屆出ツ數府縣ニ亘リテ所得置ケルコトアルモノハ此管理人ニ委托シテ之ヲ爲サシメ所得ハ一箇所ニ集算シテ納メシムルナリ左ノ第五條ヲ見合スベシ

一北海道ニ居住シテ東京ニ管理人ヲ置キ收入スル所得アルトキハ一東京ニ居住シテ東京ニ管理人ヲ置キ收入スル所得アルトキハ長崎又ハ朝鮮ニ管理人ヲ置キ、大坂ニ管理人ヲ置キ、大坂ニ管理人ヲ置キ、大坂